



平成21年度農林水産政策研究所シンポジウム

「条件不利地域対策の現状と課題」について

企画広報室 交流情報課長 牧野 竹男



〔講演者及びパネリスト〕

早稲田大学
人間科学学術院教授
柏 雅之

フランス国立農学研究所
(INRA)
フィリップ ペリエ・コルネ

ドイツ・ロストック大学
カーチャ ルドフ

農林水産省農村振興局
中山間地域振興課長
雑賀 幸哉

農林水産政策研究所
主任研究官
橋詰 登

〔司会〕
農林水産政策研究所
総括上席研究官
香月 敏孝

日時：平成22年3月19日(金) 13:00～18:30
(講演会13:00～16:30、
パネル・ディスカッション17:00～18:30)
場所：農林水産政策研究所セミナー室

議事次第及び発表資料については、農林水産政策研究所ホームページに掲載(「セミナー・研究会」→「セミナー概要」に収録)。また、パネル・ディスカッションの概要については、次号に掲載予定

として開催した。

2

冒頭、柏教授が「人口規模縮小下での条件不利地域政策のデザインを考えるー日欧の比較をとおりー」という題目で基調講演を行った。我が国とヨーロッパの条件不利地域問題を比較する際の重要なポイントが人口問題であり、特に、我が国では、1960年代から始まった農村地域の過疎化、高齢化及びこれに対応した担い手像の変化への対応が重要な課題であるとの見解が述べられた。また、広域レベルで地域営農を維持するために、旧村をコアとすることが鍵となることを指摘しつつ、旧村レベルで担い手経営体を有効活用している富

3

山県南砺市及び新潟県上越市清里区の事例を紹介した。最後に、平成の市町村合併により財の供給主体を失った中山間地域においてこそ、よりよい財・サービスが供給されうるように、地域マネージメント主体の創出と行政の連携システムが構築されることが不可欠であると結んだ。

政策は、CAPの第2の柱(構造政策)の中で位置づけられていること、(2)この第2の柱は、共同出資の原則が適用され、EUの50%出資に対し、残りの50%は、EU加盟国及び支援対象地域が出資する必要があること、(3)第1図のとおり、EUの条件不利地域は、大部分が「山岳地域」及び「その他条件不利地域(土壌生産性や社会経済的条件(農家人口等)を考慮)」として指定されていること。また、EUの全農地の約50%が条件不利地域であり、そのうち28%が山岳地域であること、及び(4)フランスの事例から、条件不利地域への支払いが山岳地域等条件不利地域と平野部の農家との所得格差の相殺に一定の役割を果た

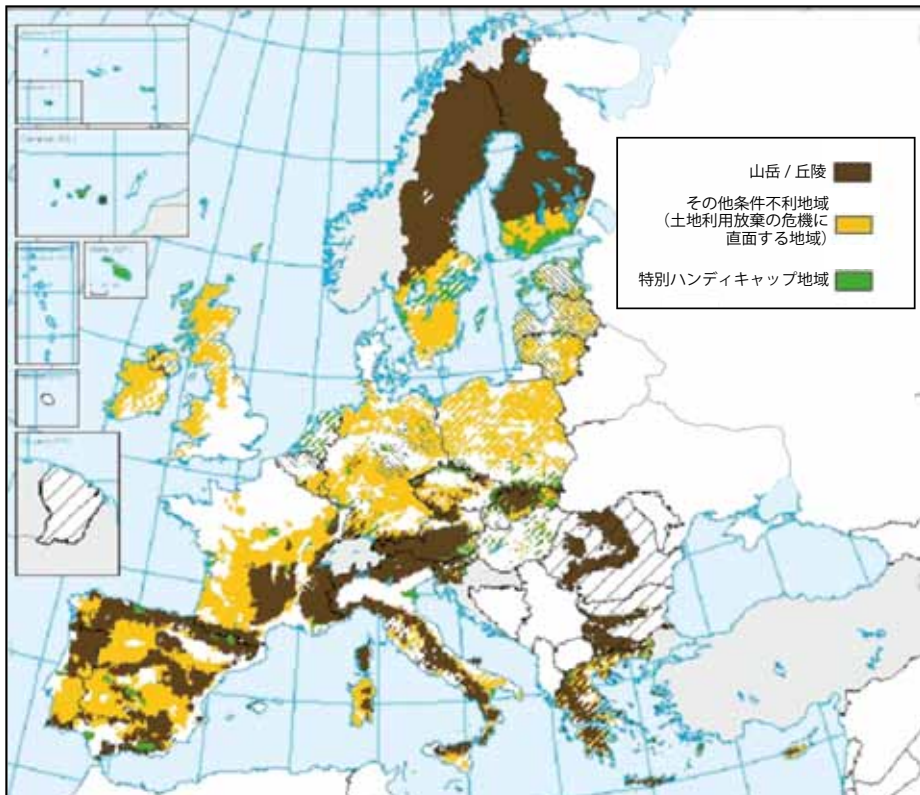
1

本シンポジウムは、中山間地域を中心とした条件不利地域(Less Favoured Area)を有する我が国と条件不利地域対策に関して長年の経験を有するヨーロッパの双方の政策の現状と課題及びその政策効果等の比較を通じ、条件不利地域対策について、今後、我が国が取り得るべき政策の方向性を検討することを目的

とした。我が国とヨーロッパの条件不利地域問題を比較する際の重要なポイントが人口問題であり、特に、我が国では、1960年代から始まった農村地域の過疎化、高齢化及びこれに対応した担い手像の変化への対応が重要な課題であるとの見解が述べられた。また、広域レベルで地域営農を維持するために、旧村をコアとすることが鍵となることを指摘しつつ、旧村レベルで担い手経営体を有効活用している富

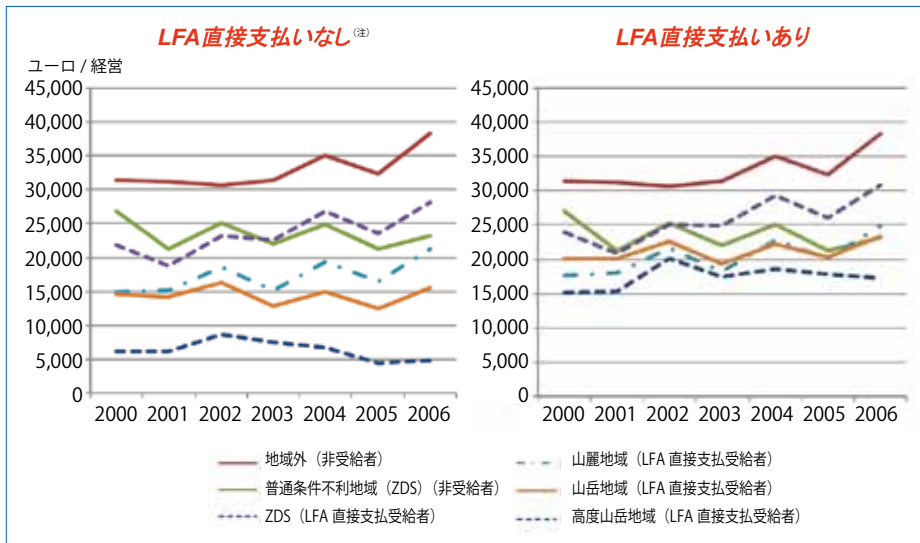
続いて、ペリエ・コルネ氏がEU及びフランスの条件不利地域対策について講演を行った。まず、制度の経緯及び現状として、(1)ヨーロッパでは、1970年代に条件不利地域政策がEUの共通農業政策(CAP)の一環として導入されたが、2000年以降、条件不利地域

政策は、CAPの第2の柱(構造政策)の中で位置づけられていること、(2)この第2の柱は、共同出資の原則が適用され、EUの50%出資に対し、残りの50%は、EU加盟国及び支援対象地域が出資する必要があること、(3)第1図のとおり、EUの条件不利地域は、大部分が「山岳地域」及び「その他条件不利地域(土壌生産性や社会経済的条件(農家人口等)を考慮)」として指定されていること。また、EUの全農地の約50%が条件不利地域であり、そのうち28%が山岳地域であること、及び(4)フランスの事例から、条件不利地域への支払いが山岳地域等条件不利地域と平野部の農家との所得格差の相殺に一定の役割を果た



第1図 EUによる条件不利地域 (LFA) の指定

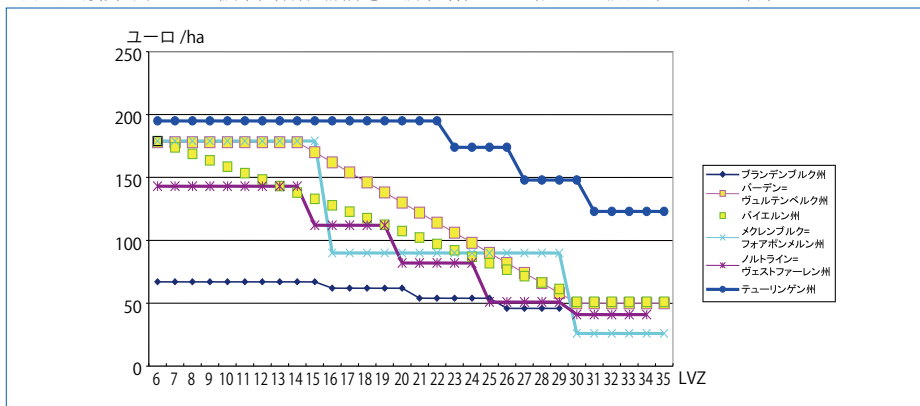
出典：ユーロスタット・欧州委員会農業総局。



第2図 フランスにおけるLFA直接支払いの所得への影響

注：「LFA直接支払いなし」はLFA直接支払い受給者の所得からLFA直接支払い分の金額を控除して算出。

出典：欧州委員会「FADN（農業経営簿記情報）」の農業所得データ（税込・全援助込）に基づき集計。



第3図 ドイツ各州の不利地域補償金の支給額(例) (その他条件不利地域、牧草地)

注：LVZ (土地潜在性) は、標高、勾配、土壌条件等を点数化した指標。100点満点で、数値が低いほど条件が悪いことを示す。

していること(第2図)、等が述べられた。また、現在EUで検討中の条件不利地域支援制度の見直しについては、社会政策と環境政策のどちらを優先させるのか、及び農業セクターに限定した支援政策から企業活動の促進等も含めた地域政策への統合が検討の重要な課題となると結んだ。

4 さらに、ルドフ氏が、ドイツの条件不利地域対策について講演を行った。ドイツでもフランスと同様、条件不利地域支払いについては、1970年代に導入されて以降長い歴史を有すること、支払いは土壤潜在性(LVZ)を用いた客観的な基準に

5 基づき行われていること、及び支給額については、連邦州の裁量に委ねられていること(第3図)等を説明した。続いて、我が国の中山間地域支払い制度の現状と効果について、まず、雑賀課長が、同制度により、

耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・増進、継続的な農業生産の確保及び集落機能の活性化が図られていることを説明した。また、橋詰主任研究官が、種々の統計データを示しながら、我が国の中山間地域支払い制度が耕作放棄地発生の防止に及ぼす効果等の検証結果について説明した。